

教生学第 906 号

平成 30 年 2 月 20 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

学校に設置している遊具の安全確保について（通知）

このことについては、平成 29 年 5 月 1 日付け教生学第 99 号通知により、学校に設置している遊具について、事故を未然に防止するための安全点検を行うことなどについてお願いしたところですが、この度、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課、初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局特別支援教育課及び初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡があったので通知します。

については、学校に設置されている遊具等の安全管理に努め、児童生徒が利用する前に安全点検を行い、必要に応じて使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じるなど、児童生徒等の安全確保に万全を期すようお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)

(写)

事 務 連 絡

平成30年2月16日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市認定こども園担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局特別支援教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成29年11月27日(月)午後4時30分頃、街区公園内において、12歳男児がぶらんこで遊んでいたところ、倒れてきた支柱により薬指骨折、中指擦傷を負う事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【問合せ】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel : 03-5253-4111(2917)
fax : 03-6734-3794

事 務 連 絡
平成30年1月11日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成29年11月27日（月）午後4時30分頃、街区公園内において、12歳男児がぶらんこで遊んでいたところ、倒れてきた支柱により薬指骨折、中指擦傷を負う事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

なお、支柱を接合しているボルトは支柱内で腐食し、破断していた。定期点検時、ボルトの腐食を確認したが、不可視部分は確認しておらず、異常と判断していなかった。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」としている。

また、「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」の解説「②安全点検の種類 c. 定期点検」において、「通常外観から確認できない重要な部材について、テストハンマーを用いた打診による異常の察知などにより、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに着眼し、確認する必要がある。」としている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成26年6月に指針の改訂を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、指針の内容を踏まえ、日常点検等の確実な実施を図るとともに、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

- 発生日時 平成 29 年 11 月 27 日（月）
- 発生場所 人口約 60 万人の都市
- 発生公園 街区公園
- 状況
 - ・ 12 歳男児がぶらんこで遊んでいたところ、倒れてきた支柱により薬指骨折、中指擦傷を負う事故が発生した。
 - ・ 支柱を接合しているボルトは支柱内で腐食し、破断していた。
 - ・ 平成 29 年 6 月の定期点検時、ボルトの腐食を確認したが、不可視部分は確認しておらず、異常と判断していなかった。
 - ・ 事故発生後、応急措置としてぶらんこを撤去し、立ち入り禁止とした。
 - ・ ぶらんこは平成 3 年 3 月に設置。支柱の素材は人工木材。

■ 事故関連写真

